

未熟児養育医療給付制度について

1. 未熟児養育医療とは

身体の発達が未熟なままで生まれ、入院を要する乳児に対して、その治療に必要な医療費を市が負担する制度です。

養育医療の給付を受けることができるのは、全国の指定医療機関の治療に限られます。

また、世帯の所得に応じて、自己負担金が発生することがあります。

2. 申請方法

(1) 申請場所: 社会福祉課窓口 (健康福社会館1階)

※総合事務所・地域事務所ではお手続きいただけません。

(2) 申請期間: 医療が開始されてから、概ね1か月以内。

※1か月を経過した場合、遅延の理由を申し立てていただきます。

※退院後の申請は受付できませんので、ご注意ください。

(3) 必要書類等:

① 養育医療給付申請書

② 養育医療意見書…主治医の先生にご記入いただいたもの

③ 養育医療世帯調書

④ お子様の健康保険証の写し

⑤ 委任状(福祉医療)…福祉医療費(乳幼児)の請求権利を市に委任する場合に必要です。

⑥ 委任状(高額療養費)…高額療養費の請求権利を市に委任する場合に必要です。

⑦ 同意書…所得状況の調査に対する同意書。(注1)

⑧ 上記の他、市が必要と認めた書類

⑨ マイナンバーの確認がとれるもの(世帯全員分・A)と来所者の身元確認書類(B)

マイナンバーカード以外は、(A)と(B)のどちらも必要です。

(A) 個人番号確認書類…マイナンバーカード、番号通知カード(記載された住所・氏名等が現在住所・氏名等と一致しているものに限る)、住民票(番号付き)のいずれか一つ。

(B) 来所者の身元確認書類…管公署が発行した現在の氏名+住所+又は現在の氏名+生年月日が記載されているもの

ア) 顔写真付きのもの…いずれか1つ【マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等】

イ) 写真が付いていないもの…いずれか2つ以上【健康保険証、市県民税決定通知書、年金手帳等】

⑩ 遅延理由書…申請が誕生日から1か月以上経った場合

(注1) 所得を証明する書類について

生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付世帯…受給証明書

※市の住民税課税台帳にて、所得等の情報を確認できる方につきましては、上記の書類の提出を省略することができます。その場合、課税状況の確認の同意書⑧の提出が必要となります。

※申請いただく時期によって、確認させていただく年が違いますので、ご注意ください。

(4) 養育医療券の発行: 申請書提出後、約1週間で「養育医療券」を郵送にてお届けします。こちらを病院窓口へご提出ください。

3. 自己負担金（徴収基準額）

養育医療では、世帯の市町村民税額に応じて徴収基準月額が設定されます。

・自己負担金のお支払について

自己負担額（保険診療分）は福祉医療の支給対象となります。ミルク代（食事負担額）の一部が自己負担になる場合があります。

※福祉医療の支払に関する「委任状」をご提出いただければ、福祉医療費助成対象の自己負担はお支払いただくなくても結構です。この委任状をご提出いただけない場合は、当市から送付される『納入通知書』によって、自己負担金を指定金融機関でお支払いいただきます。

この場合、納入通知書兼領収証により、福祉医療の払戻しを受けることができます。

・高額療養費について

養育医療費および福祉医療費の助成対象は、高額療養費の限度額までとなっています。医療費が高額療養費に該当した場合、保護者様より保険者様にご請求いただき、支払われた高額療養費を市に返還いただく必要があります。

但し、ご加入の保険によっては、高額療養費に関する「委任状」を市にご提出いただければ、かかるお手続きを市で代行することができます。

<注意>

1. 養育医療給付は、指定医療機関でなければ受けられません。
2. 療育医療給付は、入院費用のうち、保険対象の治療と食事療養費（ミルク代）が対象となります。差額ベッド代やおむつ代、通院医療費等は対象になりません。
3. 入院の継続や転院の場合は、再度申請する必要があります。

医療費（入院・健康保険対象医療）		医療費外	
健康保険給付	自己負担 （福祉医療対象分）	ミルク代 （食事負担額）	オムツ代等
		↓	↓
		病院が市に請求	
		↓	
		市から退院後に自己負担金を保護者に請求 （自己負担額があった場合）	病院が保護者に請求

◆申請に関する問い合わせ先◆

中津川市 市民福祉部 社会福祉課 福祉医療係（中津川市健康福祉会館内）

電話：0573-66-1111（内線）594